

こま え し こ ど も け ん り じ ょ う れ い あ ん
狛江市子どもの権利条例（案）

れ い わ ね ん が つ
令和7年8月
こ ま え し
狛江市

こまえし こども けんりじょうれい もくじ 狛江市子どもの権利条例 目次

ぜんぶん

前文

だい しょう ぞうそく だい しょう だい しょう 第1章 総則（第1条・第2条）

- もくてき
・目的
- ていぎ
・定義

だい しょう こども けんり だい しょう だい しょう 第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

- きほん けんり
・基本となる権利
- いきる けんり および せいちよう はつたつ けんり
・生きる権利及び成長・発達する権利
- ありのまま いられる けんり
・ありのままにいられる権利
- じぶん で じぶん のこと を 決める けんり
・自分で自分のことを決める権利
- いけんひょうめい および さんか さんかく けんり
・意見表明及び参加・参画する権利

だい しょう こども けんり ほしやう ちいき だい しょう だい しょう 第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

- おとな やくわり
・大人の役割
- ほごしや やくわり
・保護者の役割
- しせつかんけいしや やくわり
・施設関係者の役割
- だんたい やくわり
・団体の役割
- し やくわり
・市の役割

だい しょう きほん しさく だい しょう だい しょう 第4章 基本となる施策（第13条―第19条）

- ぎゃくたい ぼうし
・虐待の防止
- いじめの ぼうし 防止
- こども あんしん あんぜん そだち せいかつ かんきやう
・子どもが安心・安全に育ち・生活できる環境づくり
- こども いばしよ
・子どもの居場所づくり
- いけんひょうめい および さんか さんかく そくしん
・意見表明及び参加・参画の促進
- そうだんたいせい
・相談体制
- こそだて かていどう しえん
・子育て家庭等への支援

だい しょう しさく すいしん および たいせい だい しょう だい しょう 第5章 施策の推進及び体制（第20条・第21条）

- じやうれい ふきやう けいはつ
・条例の普及・啓発
- すいしんたいせい こう かけんしやう
・推進体制・効果検証

だい しょう ざっそく だい しょう 第6章 雑則（第22条）

- いにん
・委任

ふそく
付則

前文

(子どもからのメッセージ)

私たちは、自分のやりたいことを自分で決めて、それに挑戦できるような環境を望んでいます。そのために、できるようになるのをゆっくり見守り、ときにはどうすれば良いのか一緒に考えて欲しいと思っています。そして、できない理由を聞いてきたり、心配し過ぎたりせず、応援して欲しいと願っています。子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。

私たちのことを決めるときに、大人ばかりで話を進めるのではなく、私たちの声にも耳を傾けてください。

強い言い方をしたり決めつけて否定したりすることなど、自分が言われて嫌なことを私たちにも言わないでください。大人や他の子と比べることなく一人ひとりの子どもである「私」を見て尊重して欲しいです。

狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っています。そして、道でごみやたばこを捨てたりしないように、まちを大切にしてください。私たちは大人の背中を見ています。

私たちには、自分のペースで学んだり、公園で自由に遊んだり、やりたいときに好きなことができる環境が必要です。ときには、休む時間や場所も必要です。また、味方になってくれる大人がいて、とても嬉しいです。

良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、好きなことを応援してくれることが私たちを元気づけます。

(市・大人からのメッセージ)

基本的な人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。子どもにも大人と等しく基本的な人権が認められること、子どもには成長・発達に応じた子どもとくゆうの権利が認められることは、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法、こども基本法（令和4年法律第77号）でも定められています。また、子どもの権利条約では、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」及び「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則を定めています。

子どもの権利条約は、その背景となる考え方として、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）から、それだけではなく、「子どもは大人と等しく権利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。

私たちは、地域全体で子どもを見守りながら、子どもの基本的な人権や成長・発達に応じた子どもとくゆうの権利を守ります。子どもの意見、気持ち及び考えを受け止め、子どもとの対話を通じて、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、その実現のために子どもとともに努力していきます。

私たちは、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。子どもは粕江の宝であり、いかなる富をもってしても子どもに優る宝はありません。

私たちは、市全体でこの条例の理念を共有し、実践していくために、私たち大人や子どもの身近な生活の場である粕江という地域においてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利が大人と等しく保障されるべきものであることを改めて確認し、子どもの権利を保障するために必要な事項について定め、子どもの生命・身体や成長・発達のための基本的な権利が守られるだけでなく、子ども一人ひとりの資質や希望に応じた成長・発達を支えるための環境整備を行っていくための根拠を定め、子どもが権利の主体として、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 原則として市内に在住・在学・在勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者をいいます。ただし、これらの者と同等の権利を認めることが適当であると認められる者も含めるものとします。
- (2) 大人 市内に在住・在学・在勤又は滞在する子ども以外の者をいいます。
- (3) 保護者 子どもの親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (4) 施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。
- (5) 施設関係者 施設に従事している職員及び施設においてボランティア活動を行う者をいいます。
- (6) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいいます。
- (7) 市 市、教育委員会等の行政委員会も含めた執行機関をいいます。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第3条 子どもの権利条約及び子ども基本法に基づき、子どもは権利の主体として大人と

ひとしいけんり ほしやう こども せいちやう かてい
等しい権利が保障され、さらに、子どもは成長の過程にあることから子ども特有の権利
ほしやう し こども けんりじやうやく さだめる いっぱんげんそく じじやう
が保障されます。市では、子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、次条か
だい じやう かけらる こども けんり とくにたいせつでほしやう
ら第7条までに掲げる子どもの権利を特に大切に保障されなければならない権利として
さだめます
定めます。

い きる けんり および せいちやう はったつ けんり
(生きる権利及び成長・発達する権利)

だい じやう こども は、あんしん いきる しゃかい まもら しえん うける
第4条 子どもは、安心して生きるため、社会から守られ支援を受けることができ、ま
さま けいけん つうじて すこやか ゆたかに せいちやう はったつ
た、様々な経験を通じて健やかかつ豊かに成長・発達することができます。この場合
おいて、とくに つぎ かけらる けんり ほしやう
において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) あんしん あんぜん す こす いのち まもら さんちやう
(1) 安心して安全に過ごすことができ、命が守られ尊重されること。
- (2) あいじやう たいせつにはぐくま
(2) 愛情をもって大切に育まれること。
- (3) けんこう くらす てきせつ いりやう うけられる
(3) 健康に暮らすことができ、適切な医療を受けられること。
- (4) ぼうりよく ぎやくたい および たいばつ た けんりしんが い うけたり ほうち
(4) 暴力、いじめ、虐待及び体罰その他の権利侵害を受けたり、放置されないこと。
- (5) こころ しんたい つかれた あんしん きゆうそく
(5) 心や身体が疲れたときに安心して休息することができること。
- (6) じゆう あそび まなび まなべ たやう たいけん かんきやう ほしやう
(6) 自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。

(ありのままでいられる権利)

だい じやう こども は、ありのままでいることができます。この場合において、とくに つぎ
第5条 子どもは、ありのままでいることができます。この場合において、特に次に
かけらる けんり ほしやう
掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) こせい たやうせい みとめられ だれか ふとうくらべられる じぶん
(1) 個性や多様性が認められ、誰かと不当に比べられることなく、ありのままの自分で
いられること。
- (2) ねんれい せいべつ こくせき げんこ しゆうきやう ぶんか はったつ しょうがい うむ かてい かんきやう こせい および
(2) 年齢・性別・国籍・言語・宗教・文化・発達・障がいの有無・家庭環境・個性及び
それぞれの 特徴 その他のいかなる理由によっても差別を受けないこと。
- (3) びやうどう あつかわ こうせい ひやうか ばあい ねんれい せいべつ こくせき
(3) 平等に扱われ、公正に評価されること。この場合において、年齢・性別・国籍・
げんこ しゆうきやう ぶんか はったつ しょうがい うむ かてい かんきやう こせい および
言語・宗教・文化・発達・障がいの有無・家庭環境・個性及びそれぞれの 特徴
等により子どもにとって不利な点があるときは、合理的な範囲で配慮をされるこ
と。

じぶん じぶん きめる けんり
(自分で自分のことを決める権利)

だい じやう こども は、じぶんにかんする じぶん きめる ばあい
第6条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。この場合において、
とくに つぎ かけらる けんり ほしやう
特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) じぶんにかんする せいちやう はったつ おうじて じぶん せんたく じ こけつてい
(1) 自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できる
こと。この場合において、必要に応じて相談ができること。
- (2) さまざま ちやうせん かんきやう ほしやう
(2) 様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。

いけんひやうめい および さんか さんかく けんり
(意見表明及び参加・参画する権利)

第7条 子どもは、自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現（以下、「意見表明」といいます。）し、自分に関わることに参加・参画することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 意見表明の機会が確保されること。
- (2) 意見表明することができ、子どもの最善の利益の観点から、それらが尊重されること。この場合において、意見表明をしないことも保障されます。
- (3) 表明及び表現した意見、気持ち及び考えについて、検討された結果を知ること。
- (4) 対話をして協働できること。
- (5) 地域の活動に参加・参画できること。

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

(大人の役割)

第8条 大人は、子どもが大人と対等な権利の主体であることを認識し、ともに、ありのまま安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むよう努めなければなりません。

- 2 大人は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援するよう努めなければなりません。
- 3 大人は、市が進める施策について、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一人としての役割を担うよう努めなければなりません。

(保護者の役割)

第9条 子どもの権利を保障するためにも、保護者自身も地域で安心して暮らすことができることが大切です。また、他の保護者や地域の子育てに関わる人々を支える存在にもなり得ます。この場合において、保護者は、地域の中で支えられ、必要な支援を受けることができます。

- 2 保護者は、子どもの成長・発達、権利の保障についての重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと対話しながら、養育し、成長・発達を支えなければなりません。
- 3 保護者は、必要に応じて市や関係機関に相談し支援を求めることができます。

(施設関係者の役割)

第10条 施設関係者は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、話し合った上で、遊び・学び・体験等の活動を通じて、子どもの成長・発達を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもを施設運営の関係者として認め、子どもの主体性を尊重し、子どもの施設における主体的な活動を啓発し、支援しなければなりません。

- 3 施設関係者は、施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所を確保することや、子どもの様々な遊び・学び・体験等の活動の機会を確保する等、子どもの権利を保障するために、市及び団体と連携・協力するよう努めなければなりません。

(団体の役割)

第11条 団体は、その活動が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な配慮に努めなければなりません。

- 2 団体は、市が進める施策について、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めなければなりません。
- 3 団体は、子どもを養育する従事者が子育てと団体活動を両立することができるよう、子育てしやすい環境をつくることに努めなければなりません。

(市の役割)

- 第12条 市は、子どもにとって最も良いこととは何かを考えて、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと話し合った上で、子どもに関する施策を決定し、実施します。
- 2 市は、大人、保護者、施設関係者及び団体と連携・協働し、子どもに関する施策を実施するとともに、各主体が役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。

第4章 基本となる施策

(虐待の防止)

- 第13条 子どもに対する虐待は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。
- 2 市、施設関係者及び団体は、子どもが虐待を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な対策を講じます。
- 3 市は、子どもが虐待を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。
- 4 市は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待の早期発見のために必要な体制を整備するとともに、虐待を受けた子どもに対し、迅速かつ適切に必要な支援を行います。
- 5 市は、子どもに対する虐待の防止及び早期発見のため、子育て家庭へ必要な支援を行うとともに、大人、保護者、施設関係者及び団体に対し、必要な啓発に努めます。
- 6 市は、虐待を受けたことその他の理由により、保護者から離れて暮らしている子どもに対し、関係機関と協力し、安心して安定した日常生活を送ることができるよう、必要な支援を行います。

(いじめの防止)

第14条 いじめ（狛江市いじめ防止基本方針第1第2項に定めるいじめをいいます。以下同じです。）は、子ども^{こども}の権利^{けんり}を侵害^{しんがい}するものであり、どのような理由^{りゆう}があっても許^{ゆる}されるものではありません。

2 市及び施設関係者^{し および せつ かんけい しゃ}は、子ども^{こども}がいじめを受けることなく安心^{あんしん}して過ごすことができる環境^{かんきよう}を整え、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、互いに連携^{れんけい}して組織^{そしき}的にいじめの未然防止^{みぜん ぼうし}、早期発見^{そうき はっけん}及び対処^{たいしよ}に取り組み^{とりくみ}ます。

3 市、施設関係者及び関係機関^{し せつ かんけい しゃ および かんけい かん}は、子ども^{こども}に対するいじめの不適切な行為^{ふてきせつ こうゐ}及び言動^{ごうどう}が確認^{かくにん}された場合には、速やか^{すみやか}にその行為^{こうゐ}を止め、いじめを受けた子ども^{うけた こども}が安心^{あんしん}を取り戻せるよう支援^{しえん}を行います。この場合^{ばあい}において、そのような行為^{こうゐ}を行った子ども^{おこなつ こども}に対しても、適切^{てきせつ}な支援^{しえん}を行います。

（子どもが安心・安全に育ち・生活できる環境づくり）

第15条 全ての子ども^{だいいじょう すべて こども}には、生まれ育った環境^{うまれ そだつ かんきよう}にかかわらず、安心^{あんしん}してありのままに育つ権利^{そだつ けんり}があります。その権利^{けんり}を守るために、市は、子ども^{こども}の貧困^{ひんこん}、虐待^{ぎゃくたい}、ヤングケアラ^{やうこんなん}等^{かてい かんきよう}、困難^{こんなん}な家庭環境^{かてい かんきよう}におかれている子ども^{こども}の早期発見^{そうき はっけん}及び支援^{しえん}に取り組むとともに、それらに起因^{きん}して格差^{かくさ}を感じたり、生活^{かくさ}の幅^{かんじたり}が狭まってしまうことのないよう環境整備^{かんきようせいび}に努め^{つとめ}ます。また、子ども^{こども}の生活^{せいかつ}する家庭^{かてい}や地域^{ちいき}を視野^{しや}に支援^{しえん}を行います。

2 市は、子ども^{こども}が健康^{けんこう}を保持^{ほじ}し、増進^{ぞうしん}していくとともに、ありのままに豊かに育つための安全^{あんぜん}で良好^{りようこう}な環境^{かんきよう}を整備^{せいび}するよう努め^{つとめ}ます。

3 市、大人^{おとな}、保護者^{ほごしや}、施設関係者^{せつ かんけい しゃ}及び団体等^{たい ぐたい とう}は、子ども^{こども}を犯罪^{はんざい}、事故^{じこ}、災害^{さいがい}その他の子ども^{た こども}を取り巻く有害^{とり まく ゆうがい}又は危険^{また はきけん}な環境^{かんきよう}から守るための安全な環境づくり^{あんぜん かんきよう}を進め^{すすめ}ます。

（子どもの居場所づくり）

第16条 市は、子ども^{だいいじょう}やその保護者^{ほごしや}との対話^{たいわ}を重ね、子ども^{こども}の成長・発達^{せいちょう はつたつ}に応じて、子ども^{こども}が求める多様な居場所^{もとめる たよう いばしよ}を量^{りよう}、質^{しつ}や機能^{きのう}の面^{めん}で充実^{じゅうじつ}させ、全ての子ども^{すべて こども}が安心^{あんしん}して過ごせる居場所^{すごせる いばしよ}を地域^{なかく}の中に広げていくことに努め^{つとめ}ます。

2 市、施設関係者^{し せつ かんけい しゃ}及び団体^{たい ぐたい}は、子ども^{こども}の成長・発達^{せいちょう はつたつ}に応じて、子ども^{こども}が望む遊び^{のぞむ あそび}や学び^{まなび}、多様な体験^{たよう たいけん}・人との交流^{ひと こうりゅう}等により、豊かな人間性^{ゆたかなにんげんせい}を育むことができる機会^{はぐくむ きかい}の提供^{ていきよう}や必要な場^{ひつよう ば}づくりに努め^{つとめ}ます。

（意見表明及び参加・参画の促進）

第17条 市は、子ども^{だいいじょう}に関する施策^{しやく}について、子ども^{こども}が安心^{あんしん}して意見表明^{いけんひようめい}し、参加・参画^{さんか さんかく}することができる機会^{きかい}を提供^{ていきよう}します。

2 市、大人^{し おとな}、保護者^{ほごしや}、施設関係者^{せつ かんけい しゃ}及び団体^{たい ぐたい}は、子ども^{こども}が安心^{あんしん}して意見表明^{いけんひようめい}することができる機会^{きかい}を提供^{ていきよう}し、子ども^{こども}の意見^{いけん}、気持ち^{きもち}及び考え^{おぼえ}を聴いて検討^{きい けんとう}した上で、検討^{けんとう}した結果^{けつか}と、その理由^{りゆう}について子ども^{こども}に伝えていくよう努め^{つとめ}ます。

(相談体制)

第18条 市は、子どもが暴力、いじめ、虐待及び体罰等の権利侵害その他の不利益を受けた場合のほか、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることを気軽に話すことができるよう安心して日常的に相談等ができる窓口体制を整備します。

2 施設関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めなければなりません。

3 市は、子どもからの相談について適切な支援を行うほか、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携体制の強化に努めます。

(子育て家庭等への支援)

第19条 市は、子どもの健やかな成長と、家庭において安心して子育てができるような環境をつくるために、全ての人が子育てを自分事として捉え、地域社会が子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えていく意識の醸成に取り組みます。

2 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、困難を抱えている家庭が声を上げ、支援が受けられるように、施設関係者及び団体等と連携・協力し、子育てしやすい環境づくりを行います。

第5章 施策の推進及び体制

(条例の普及・啓発)

第20条 市は、全ての人が子どもへの理解と関心を深め、子どもの権利を保障していくことができるよう、この条例の存在や理念等の内容について、様々な機会を捉えて普及啓発に努め、意識の醸成に取り組みます。

(推進体制・効果検証)

第21条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策を進めるために、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

3 市は、子どもに関する施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

4 市は、この条例を推進するために必要な財政的な措置を講ずるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(制度の検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を目途に、この条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとします。
- 3 前項の規定にかかわらず、子どもが権利の救済を求めることができる体制の整備については、時期によらずこの条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案し検討します。